

重大な消防法令違反のある建物をホームページで公表します。


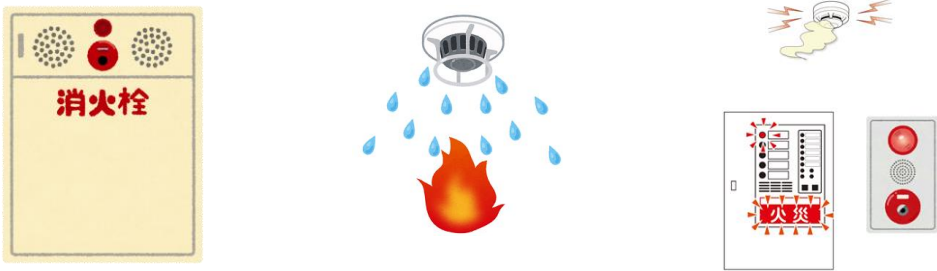
違反対象物の公表制度

制度の概要

令和2年4月1日
から実施



建物を利用する方が、その建物の安全性について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反の内容などを貝塚市のホームページで確認できる制度です。

公表の対象となる建物	<p>飲食店や物販店、ホテル等の宿泊施設、病院、社会福祉施設など不特定多数の人が出入りする建物や一人で避難することが困難な人が利用する建物です。 (特定防火対象物)</p> 
公表の対象となる違反内容	<p>消防法令により設置が義務付けられた以下の消防用設備等が未設置のものを対象としています。</p> <p>①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備</p> 
公表までの流れ	<p>立入検査での違反内容を通知した後、14日経過しても、なお引き続き同一の違反が認められる場合に、貝塚市のホームページで公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。</p>
公表する内容	<p>①防火対象物の名称 ②防火対象物の所在地 ③違反内容</p>

お問合せ先

貝塚市消防本部予防課

TEL072-422-9203